

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 6月 7日

照会部署名 北関東・信越ブロック本部

厚生年金適用支援グループ

照会担当者 黒岩 拓也

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 吉沢

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—008

本部受付番号 No. 2010—673

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

新規適用届における適用年月日の遡及について

(内容)

原則として新規適用届の受付日を新規適用年月日とすることとし、事実発生日が明確であることが確認できたときに限り、当該事実発生年月日まで適用年月日は遡及するが、事実発生年月日が届書の提出月より前のときは、原則として（確認請求等による事故調査に基づく場合を除いて）提出月の1日を適用年月日とすることとなっているが、取扱いについて見解が分かれていることからご教示いただきたい。

①事実発生年月日特定にかかる書類について

事実発生年月日の特定のため、新規適用届の添付書類である謄本における登記年月日のみで事実発生確認とし、提出月の1日に遡及しているケースと、謄本にあわせ賃金台帳等の提出を求め、実態の確認を行い事実発生確認としているケースが見受けられる。事実発生の確認方法の適切な取扱いについてご教示いただきたい。

**②事実発生年月日特定について**

原則として新規適用届の受付日を新規適用年月日とするとなっているが、事実発生日を明確にするための確認行為は、全ての届出に対し行なうことによろしいか。通常の添付書類（謄本）のみでの確認行為は容易であると思われるが、賃金台帳等も併せてとなると提出依頼を行わなければならなくなり煩雑になることから、年金事務所や事務センターでの窓口や郵送による受付方法ごとや、数日しか遡らない場合（月の初旬に受付た場合）で、確認行為を行わないケースが見受けられている。新規適用年月日を受付日、もしくは受付月の1日扱いとする、明確な基準をご教示いただきたい。

**(ブロック本部回答)**

事実発生年月日特定にあたっては、認定全喪調査等においての実態確認と同様であると判断し、謄本にあわせ賃金台帳等での確認が必要であるものと考えます。

また、原則として受付日を新規適用年月日とするとなっていることから、同時に提出される資格取得届に、既に資格取得年月日が記入されている場合や数日しか遡らない場合（月の初旬に受付た場合）などを考慮し、事業主等に連絡をし、追加書類等の説明を行ったうえで、受付日もしくは受付月の1日のいずれかにするか適宜調整を図り対応されたい。

回答日 平成22年6月8日

回答部署名 北関東・信越ブロック本部適用・徴収支援部  
厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（厚生年金適用支援グループ長）  
吉沢 契佐紀

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

強制適用事業所の場合、原則として、新規適用届の受付日を新規適用年月日とします。ただし同時に資格取得届が提出されている場合にはその取得日を、事実発生日として、新規適用年月日とします。また法人登記簿の法人設立年月日（資格取得届が提出されている場合は事実発生日）が届書の提出月よりも前の月のときは、提出月の属する月の1日を適用年月日とします。

なお、法人登記簿以外の添付書類を要求する必要はありません。

回答日 平成22年11月18日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (役職名) 小玉 幸夫

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上